

令和8年度「被災地応援ツアー」（宿泊旅行・日帰り旅行）事業の概要

都内旅行事業者が企画する「被災地応援ツアー」に申込をされた旅行者に対し、以下のとおり旅行代金を割引します。

東京観光財団から当該旅行事業者に対し、割引の内容を上限に、協力金として交付します。

1. 事業規模（年間）

| | |
|-------|-----------|
| 宿泊旅行 | 延べ20,000泊 |
| 日帰り旅行 | 延べ15,000人 |

2. 割引の内容（協力金）

| | |
|-------|----------------------------|
| 宿泊旅行 | 1人1泊 3,000円 （※2泊を限度とする） |
| 日帰り旅行 | 1人1回 1,500円 |

※旅行代金が上記金額に満たない場合は
実費相当額を割引

3. 主な要件等

（1）ツアー参加者

都内在住、在勤、在学の方（運転免許証、マイナンバーカード（表面）などによる証明が必要）

（2）ツアー内容

| | |
|-----------------|--|
| 宿泊・日帰り 旅行 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)東京観光財団により「被災地応援ツアー」事業の取扱旅行事業者として登録された者が販売する、福島県を目的地とする募集型・受注型企画旅行又は手配旅行であること。（個人で宿泊等を手配した旅行は対象外） ・取扱旅行事業者への申込は個人・団体いずれも可とする。 |
| 宿泊旅行 | 福島県に1泊以上の宿泊をする場合に、2泊を限度に割引の対象とする。（旅行会社や店舗を変えても上記要件を満たす場合は1回の旅行とみなす） |
| 日帰り旅行 | <ul style="list-style-type: none"> ・バス又は鉄道を利用し、あらかじめ福島県内での観光・食事等を行程に組み込んだ募集型・受注型企画旅行、手配旅行であること。 ・当日中に出発地に帰ってくる旅行であること。なお、前日中に出発し、車中泊する場合も日帰り旅行として取り扱う。 ・宿泊旅行との併用は不可とする。 |

（3）安全・安心な旅行環境の確保

販売する旅行商品は、ツアー参加者へ安全かつ安心な旅行を提供する内容であること。

（4）その他

偽りその他不正の手段により宿泊旅行又は日帰り旅行をしたことが判明した場合には、社名を公表の上、既に支払った協力金に違約金を加算した額を返還していただくこととなります。

4. 事業スキーム

